

社会福祉法人明松会評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人明松会定款第6条第3項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(委員会の構成等)

第3条 委員会の評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）は、監事2名、外部委員3名の合計5名とし、理事会が選任する。

2 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等内の親族

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第6条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の多数による決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(委員の報酬等)

第6条 委員には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

2 委員の報酬は、日額5,800円とし、委員会への出席等その職務に従事する

都度支給するものとする。

- 3 委員が、委員会への出席等その職務に従事するため旅行した場合には、当該委員に対し旅費を支給する。この場合の旅費の支給については、社会福祉法人明松会旅費規程の例による。

(招集)

第7条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長（理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは各理事）が行う。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第9条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された評議員候補者推薦書（様式1）を委員会に提出する。
- (2) 理事長若しくは理事は、評議員候補者推薦書記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された評議員候補者推薦書に基づき審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事長若しくは理事は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

- 第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、2名以上が賛成することを要する。
- 2 第10条第3号の評議員の選任の決議は、原則として評議員候補者ごとに行う。ただし、出席委員の全員が同意した場合には、複数の評議員候補者又は評議員候補者全員を対象として評議員の選任の決議を行うことができる。
- 3 委員会の評議員の選任及び解任の決議には、議長も参加する。

(議事録)

- 第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録は書面をもって作成し、議長及び出席した委員が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- (1) 委員会が開催された日時及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会の議長及び出席した委員の氏名
 - (4) 委員会に出席した理事長若しくは理事の氏名
- 4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、定款第4条に定める事務所に備え置かなければならない

(補則)

- 第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

- 第15条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 最初の評議員の選任は、この細則の例により行う。

様式1（第10条関係）

評議員候補者推薦書

任 期 平成 年 月から平成 年 月の定時評議員会まで

候補者氏名	区 分		備 考
	住 所		
	経 歴		
	推 薦 理 由		
	当法人との関係		
	兼 職 の 状 況		
	住 所		
	経 歴		
	推 薦 理 由		
	当法人との関係		
	兼 職 の 状 況		

- (注) 1 「経歴」は、主たるものを記載する。
 2 「推薦理由」は、例えば、現在も評議員として在任中の者であれば、「これまでの職務遂行状況から適任である」というように記載する。
 3 「当法人との関係」は、現在、法人に係る職に就いているものを記載する。
 4 「兼職状況」は、他の団体等の役員にあるもののうち、主たるものを記載する。
 5 「備考」は、選任区分、前任者がいる場合は前任者の氏名を記載する。
 6 この書類に記載されていない事項で特に説明を要するものは、理事長等からの補足説明を行う。